第六十五条の三　スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。	**第六十五条の二**　スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。
第六十五条の四　スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。	**第六十五条の三**　スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。
第六十五条の五　情報通信技術支援員は、教育活動その他の学校運営における情報通信技術の活用に関する支援に従事する。	［条を加える。］
第六十五条の六　特別支援教育支援員は、教育上特別の支援を必要とする児童の学習上又は生活上必要な支援に従事する。	［条を加える。］
第六十五条の七　教員業務支援員は、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する。	［条を加える。］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。